

# 健康経営優良法人認定制度

レポート No.  
805002

本レポートは、会社経営者、管理担当役員、人事労務をご担当の方を対象として、従業員の健康について、経済産業省が主導する認定制度「健康経営優良法人認定制度」を簡略に説明しています。

## 1章 健康経営とは

最近「健康経営」という言葉を耳にする機会が増えています。「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。企業理念に基づき、従業員への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績や株価の向上につながると期待されています。

国も積極的に健康経営を推進しています。経済産業省が東京証券取引所と共同で実施する「健康経営銘柄」、協会けんぽ東京支部では「健康企業宣言」、厚生労働省では「安全衛生優良企業公表制度」等があります。従業員の活力向上、生産性アップ、企業ブランドイメージの向上等の効果が期待されています。

### 1. 経産省の「健康経営優良法人認定制度」

この制度は経済産業省が主導し、優良な健康経営を実践している大企業、中小企業の法人を顕彰する制度です。従業員、求職者、関係企業や、金融機関等から「従業員の健康経営を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として健康経営に取り組む優良な法人と社会的に評価を受ける事ができる環境を整備する事を目的としています。

### 2. 認定を受けるとどんなメリットがあるのか

大企業だけではなく中小企業も対象となり、2017年の認定企業は2月21日に公表され大企業法人部では235法人、中小企業法人部では95法人が認定されています。

認定を受けた法人には金融市場（低金利融資、従業員の住宅ローン優遇）や労働市場におけるインセンティブが付与され地域に応じた支援を整備してゆくとしています。

### 3. 認定の基準とは（次章詳細）

健康経営優良法人の評価項目、認定基準は、経済産業省が事務局を務める次世代ヘルスケア産業協議会健康投資WGにおいて定められました。評価項目は、経済産業省と東京証券取引所が共同で選定する「健康経営銘柄」で用いている評価のフレームワークをもとに設定しています。

中小企業における認定基準は、大規模法人部門と同じく、健康経営銘柄の評価の視点をベースとしつつ、全国各地の健康宣言事業など類似制度を参考として設定されました。

- ①経営理念（経営者の自覚）
- ②組織体制
- ③制度、施策実行
- ④評価・改善

認定を受ける、受けないにかかわらず健康経営を目指す意識と実践は大変重要な事です。

## 2章 認定対象と基準

### 1. 認定対象

中小規模法人部門の対象となる法人は、「常時使用する従業員」の数が、以下のいずれかに該当する法人です。

- ① 製造業その他 : 300人以下
- ② 卸売業 : 100人以下
- ③ 小売業 : 50人以下
- ④ 医療法人・サービス業 : 100人以下

### 2. 認定基準の詳細（中小規模法人部門）

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件
経営理念（経営者の自覚）			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須
組織体制			健康づくり担当者の設置	必須
制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策検討	健康課題の把握	①定期検診受診率（実質100%）	①～④の内2項目以上
			②受診勧奨の取り組み	
			③ストレスチェックの実施	
		対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標	
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は一般社員に対する教育機会の設定	⑤～⑦の内少なくとも1項目
		ワークライフバランス	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	
		職場の適正化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
	従業員の心と身体への健康づくりにむけた具体的対策	保健指導	⑧保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供	⑧～⑬の内3項目以上
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑨食生活の改善に向けた取り組み	
			⑩運動機会の増進に向けた取り組み	
感染症予防対策		⑪受動喫煙対策		
過重労働対策	⑫従業員の感染症予防に向けた取り組み	⑬長時間労働者への対応に関する取り組み		

		メンタルヘル ス対策	⑭不調者への対応に関する取り組み	
評価改善			40歳以上の従業員の健診データの提供	必須
法令順守・リスクマネジメント			従業員の健康管理に関する法令について重大な違反をしていないこと（自主申告）	必須

<<本資料のご利用にあたって>>

本レポート中で紹介した制度情報はあくまでも一般的な内容を記したものです。したがって、具体的にご検討をされる際には、弁護士、会計士、税理士等の専門家にご相談されることをおすすめします。

発行：2017年7月

－以 上－